電力広域的運営推進機関 徴収等業務規程 新旧対照表(案)

電力広域的運宮推進機関・徴収等業務規程・新旧対照表(案)					
変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)				
令和 4年4月 1日施行	令和 4年4月 1日施行				
	令和 年 月 日変更				
	〜 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
徴収等業務規程	徴収等業務規程				
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関				

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後(変更点に <u>下線</u>)
目次	目次
第1章 総則(第1条一第4条)	第1章 総則(第1条—第4条)
第2章 徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項(第5条)	第2章 徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項(第5条)
第3章 徴収等業務を行う事務所に関する事項(第6条)	第3章 徴収等業務を行う事務所に関する事項(第6条)
第4章 納付金の徴収の方法に関する事項(第7条一第13条)	第4章 納付金の徴収の方法に関する事項(第7条―第13条)
第5章 供給促進交付金の交付の方法に関する事項(第14条―第19条)	第5章 供給促進交付金の交付の方法に関する事項(第14条―第19条)
第6章 調整交付金の交付の方法に関する事項 (第20条―第24条)	第6章 調整交付金の交付の方法に関する事項(第20条―第25条)
第7章 <u>系統設置交付金</u> の交付の方法に関する事項(第26条— <u>第31条</u>)	第7章 <u>系統設置交付金等</u> の交付の方法に関する事項(第26条 <u>一第37条</u>)
(新設)	第8章 返還命令等による金銭の徴収の方法に関する事項(第38条・第39条)
<u>第8章</u> 納付金の管理の方法に関する事項(<u>第32条</u> 一 <u>第38条</u>)	<u>第9章</u> 納付金等の管理の方法に関する事項(<u>第40条</u> 一 <u>第46条</u>)
第9章 政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項	第10章 政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項
(<u>第39条</u> 一第40条)	(<u>第47条・第48条</u>)
<u>第10章</u> 徴収等業務に関する秘密の保持に関する事項(<u>第41条</u> 一 <u>第44条</u>)	<u>第11章</u> 徴収等業務に関する秘密の保持に関する事項(<u>第49条</u> — <u>第52条</u>)
<u>第11章</u> 徴収等業務に関する公正の確保に関する事項(<u>第45条</u> 一第46条)	<u>第12章</u> 徴収等業務に関する公正の確保に関する事項(<u>第53条・第54条</u>)
第12章 徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項	第13章 徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項
(<u>第47条—第48条</u>)	(<u>第55条・第56条</u>)
第13章 その他徴収等業務に関し必要な事項(第49条)	<u>第14章</u> <u>雑則(第57条)</u>
附則	附則
(目的)	(目的)
第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)が、再生可能エネルギー電気の利用の促進	第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に
に関する特別措置法(平成23年法律第108号 <u>)(</u> 以下「法」という。)第40条第1項の規定に基づき、法第3	関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第40条第1項の規定に基づき、法第31第
1第1項及び第38条第1項の納付金の徴収並びに交付金の交付の業務(以下「徴収等業務」という。)の実施に	1項及び第38条第1項の納付金の徴収並びに交付金(供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系
関する基本的事項を定め、もって徴収等業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。	<u>統設置交付金をいう。第44条において同じ。)</u> の交付の業務(以下「徴収等業務」という。)の実施に関する基本
	的事項を定め、もって徴収等業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。
(基本方針)	(基本方針)
第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業	第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業
省令第46号。以下「施行規則」という。)並びにこれに基づく命令、通知によるほか、 <u>この規程</u> に従い、公正かつ	省令第46号。以下「施行規則」という。)並びにこれに基づく命令、通知によるほか、 <u>本規程</u> に従い、公正かつ適
適切に徴収等業務を実施する。	切に徴収等業務を実施する。
(用語)	(用語)
第3条 本規程において使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法及び本機関の業務規程において使用す	第3条 本規程において使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法及び <u>業務規程</u> において使用する用語の
る用語の例による。	例による。
(納付金の額の算定に係る資料の提出)	(納付金の額の算定に係る資料の提出)
第7条 本機関は、納付金の額を算定するため、施行規則第25条に規定する期間ごとに、小売電気事業者等(小売電	第7条 本機関は、法第31条第2項に規定する納付金(以下第12条までにおいて単に「納付金」という。)の額を
<u>気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。)</u> に対し、当該各小売電気事業者等が電	算定するため、小売電気事業者等に対し、当該各小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量その他必要
気の使用者に供給した電気の量その他必要な資料の提出を求める。	な資料の提出を求める。
2 (略)	2 (略)
(納付金の額の算定)	(納付金の額の算定)
第8条 本機関は、前項の規定により提出を受けた各小売電気事業者等からの資料に基づき、施行規則第25条に規	第8条 本機関は、前項の規定により提出を受けた各小売電気事業者等からの資料に基づき、 <u>小売電気事業者等が納</u>
<u>定する期間ごとに、</u> 納付金の額の算定を行うものとする。	- <u>付すべき</u> 納付金の額の算定を行うものとする。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
2 前項の納付金の額の算定は、施行規則第26条に規定する方法により、これを行うものとする。	(削除)
(納付金の額の決定)	(納付金の額の決定)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 本機関は、前項で決定した各小売電気事業者等 <u>の</u> 納付金の額を経済産業大臣に報告する。	2 本機関は、前項で決定した各小売電気事業者等が納付すべき納付金の額を経済産業大臣に報告する。
(納付金の額等の通知)	(納付金の額等の通知)
第10条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合には、各小売電気事業者等に対し、その者が納付すべき納付金	第10条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合には、各小売電気事業者等に対し、当該各小売電気事業者等が
の額及び納付期限その他必要な事項を書面 <u>又は</u> 電子メールで通知する。	納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を書面 <u></u> 電子メール <u>又は本機関が提供する徴収等業務を行う</u> 情報処理システムで通知する。
2 前項の納付期限は、第7条に規定する小売電気事業者等が納付金の額の算定に係る資料を提出すべき日が属する	2 前項の納付期限は、同項に基づき本機関が通知した日が属する月の末日とする。ただし、その月の末日が徴収等
月の翌月末日とする。ただし、その <u>翌月</u> 末日が徴収等業務の休日である場合においては、その翌営業日とする。	業務の休日 <u>(業務規程第11条第3項に規定する休業日をいう。以下同じ。)</u> である場合においては、その翌営業日 、、、。
	とする。
(納付金の徴収の方法)	(納付金の徴収の方法)
	第11条 本機関は、小売電気事業者等が納付すべき納付金を、本機関が指定する銀行口座への振込みにより <u>徴収す</u>
し、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。	<u>るものとする。</u> ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
2 前項の振り込みに要する費用は、小売電気事業者等の負担とする。	2 前項の振り込みに要する費用は、小売電気事業者等が負担するものとする。
(納付金の納付の督促)	(納付金の納付の督促)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 (略)	
3 本機関は、第1項の督促を受けた小売電気事業者等が、前項の規定による期限までにその納付すべき金額を納付しない。	3 本機関は、第1項の督促を受けた小売電気事業者等が、前項の規定による期限までにその納付すべき金額を納付したい。 1 ないとなけ、
しないときは、その督促に係る納付金の額に第 1 項の督促状により指定した納付期限の翌日からその納付の日ま	しないときは、法第34条第2項の規定により、その督促に係る納付金の額に第1項の督促状により指定した納付 世界の習用なるスの独分の日本の日本によりにより、その督促に係る納付金の額に第1項の督促状により指定した納付
での日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。	期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収 サスストがでする
4 前項の規定により徴収した延滞金は、これを納付金の一部と <u>して徴収するものとし、徴収等業務以外の費用に流</u>	することができる。
4 前項の規定により徴収した延備金は、これを割り金の一部と <u>して徴収するものとし、徴収等業務以外の負用に加</u> 用しない。	4 削板の焼たにより 飲収した延備並は、これを解的並の一部と <u>みなりものとりる。</u>
<u>^^ </u>	5 本機関は、第1項の規定による督促を受けた小売電気事業者等が同項の規定により指定する期限までにその納付
- すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知する。	すべき金額を納付しないときは、法第34条第3項の規定により、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知する。
(FIT 電気買取事業者に係る納付金の徴収)	(FIT電気買取事業者に係る納付金の徴収)
第13条 本機関は法第15条の3の規定により算定した額が零を下回った場合、同法第38条の定めるところによ	
り、施行規則第34条の2に規定する期間ごとに、FIT 電気買取事業者(業務規程180条の3第1項に規定する特	
定契約又は一時調達契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達に係る費用を負担する一般送配電事業者、配電事	
業者及び特定送配電事業者をいう。以下同じ。) から、その下回った額の納付金を徴収する。	NT A TICK OMITIAL CV 707 CINK / 00
(新設)	│ 2 本機関は、法第39条第1項の定めるところにより、FIT電気買取事業者が納付すべき納付金の額を算定する
(VIIIA)	ものとする。
│ │2 第7条から第12条までの規定は、前項の規定による納付金について準用する。	3 第9条から第12条までの規定は、FIT電気買取事業者に係る納付金について準用する。この場合において、
	これらの規定中「納付金」とあるのは、「FIT電気買取事業者に係る納付金」と、「小売電気事業者等」とあるの
	は、「FIT電気買取事業者」と、第9条中「前条の算定により」とあるのは、「法第15条の3の規定に基づく算
	定により」と、第10条第2項中「月の末日」は、「月の翌月末日」と読み替えるものとする。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得)	(供給促進交付金の交付における再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得)
第14条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条に規定する経	第14条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条 <u>第4項</u> に規定
済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。	する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。
(供給促進交付金の額の算定に係る資料の提出)	(供給促進交付金の額の算定に係る資料の提出)
第15条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、施行規則第3条の2に規定する期間ごとに、一般送配電	第15条 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、一般送配電事業者等(一般送配電事業者、配電事業者及
<u>事業者</u> に対し、 <u>供給電力量</u> その他必要な資料提出を求める。	び特定送配電事業者をいう。以下同じ。) に対し、交付対象区分等(法第2条の2第1項に規定する再生可能エネル
	ギー発電設備の区分等をいう。)に該当する認定発電設備(法第2条第5項に規定する認定発電設備をいう。以下同
	じ。)を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量その他必要な資料の提出を求め
	る。
2 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、1つの受電地点特定番号に複数の発電設備が紐づく設備を保有	2 本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、法第2条の5第2項の定めるところにより、複数の発電設備等
する認定事業者に対し、供給電力量の実績の提出を求める。	を使用する発電場所で、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気を
	一般送配電事業者等が受電する場合、当該認定発電設備を保有する認定事業者に対し、当該認定発電設備に係る再
	生可能エネルギー電気の量その他必要な資料の提出を求める。
3 本機関は、前項の定めによるもののほか、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、法第2条の5	3 本機関は、前項の定めによるもののほか、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、法第2条の5
第2項の定めるところにより認定事業者に対し、必要な資料の提出を求める。	第2項の定めるところにより、認定事業者に対し、必要な資料の提出を求める。
(供給促進交付金の額の算定)	(供給促進交付金の額の算定)
第16条 本機関は、前条の規定により <u>提出を受けた</u> 一般送配電事業者及び <u>当該</u> 認定事業者から <u>の</u> 資料に基づき、供	第16条 本機関は、前条の規定により一般送配電事業者 <u>等</u> 及び認定事業者から提出を受けた資料に基づき、 <u>法第2</u>
給促進交付金の額の算定を <u>行う。</u>	条の4に規定する方法により、供給促進交付金の額の算定を <u>行うものとする。</u>
2 前項の供給促進交付金の額の算定は、法第2条の4及び施行規則第3条の3に規定する方法により、これを行うも	(削除)
<u>のとする。</u>	
(供給促進交付金の額の決定)	(供給促進交付金の額の決定)
第17条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者に交付 <u>すべき</u> 供給促進交付金の額を決定する。	第17条 本機関は、前条の算定により、各認定事業者に <u>対して</u> 交付 <u>する</u> 供給促進交付金の額を決定する。
2 本機関は、前項で決定した各認定事業者の供給促進交付金の額を経済産業大臣に報告する。	2 本機関は、前項で決定した各認定事業者に対して交付する供給促進交付金の額を経済産業大臣に報告する。
(供給促進交付金の額等の通知)	(供給促進交付金の額等の通知)
第18条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合は、各認定事業者に対し、その者に対して交付すべき供給促進	第18条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合は、各認定事業者に対し、 <u>当該各認定事業者</u> に対して交付 <u>する</u>
交付金の額その他必要な事項を電子メール又は徴収等業務を行う情報処理システムにより通知する。	供給促進交付金の額その他必要な事項を電子メール又は <u>本機関が提供する</u> 徴収等業務を行う情報処理システムによ
	り通知する。
(供給促進交付金の交付の方法)	(供給促進交付金の交付の方法)
第19条 本機関は、各認定事業者が指定する銀行その他 <u>の</u> 金融機関口座への振込みにより <u>供給促進交付金を交付す</u>	第19条 本機関は、各認定事業者に対して交付する供給促進交付金を、当該各認定事業者が指定する銀行その他金
<u>る。</u> ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。	融機関の口座への振込みにより交付するものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によるこ
2 前項の振込みに要する費用は、本機関 <u>の負担とする。</u>	とができる。
	2 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。
(再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得)	(調整交付金の交付における再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得)
第20条 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条に規定する経済産	第20条 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第9条 <u>第4項</u> に規定する
業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。	経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(調整交付金の額の算定に係る資料の提出)	(調整交付金の額の算定に係る資料の提出)
第21条 本機関は、調整交付金の額を算定するため、施行規則第13条の3の2で定める期間ごとに、特定契約を	第21条 本機関は、調整交付金の額を算定するため、法第15条の4第2項の定めるところにより、FIT電気買
締結している FIT 電気買取事業者 (施行規則附則第11条に規定するみなし電気事業者を含む。以下同じ。) に対	取事業者に対し、当該FIT電気買取事業者が <u>法第2条第5号に規定する</u> 特定契約に基づき調達した再生可能エネ
し、当該 FIT 電気買取事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な資料の提出	ルギー電気の量その他必要な資料の提出を求める。
を求める。	
$\underline{2}$ 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、法第 15 条の 4 第 2 項の定めるところにより FI	(削除)
T電気買取事業者に対し、資料の提出を求める。	
<u>3</u> 本機関は、調整交付金の額を算定するため <u>に</u> 必要があるときは、 <u>一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定供</u>	<u>2</u> 本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、 <u>一般送配電事業者等</u> に対し <u>、</u> 必要な資料の提出を
<u>給者</u> に対し <u>資料</u> 必要な資料の提出を求める。	求める。
(調整交付金の額の算定)	(調整交付金の額の算定)
第22条 本機関は、前条第1項の規定により <u>提出を受けた各FIT電気買取事業者からの</u> 資料に基づき、調整交付	第22条 本機関は、前条第1項の規定によりFIT電気買取事業者 <u>及び一般送配電事業者等</u> から <u>提出を受けた</u> 資料
金の額の算定を行うものとする。	に基づき、 <u>法第15条の3に規定する方法により、</u> 調整交付金の額の算定を行うものとする。
2 前項の調整交付金の額の算定は、法第15条の3及び施行規則第13条の3の3に規定する方法により、これを	
<u>行うものとする。</u>	
3 本機関は、施行規則13条の3の3の規定により控除した同条第3号に掲げる額(同条に規定する方法により算	
定して得た調整交付金の額が零を下回る場合にあっては、当該下回る額を同号に掲げる額から控除して得た額)を	
<u>納付金の一部として徴収する。</u> 	
(調整交付金の額の決定)	(調整交付金の額の決定)
第23条 本機関は、前条の算定により、各 FIT 電気買取事業者に交付 <u>すべき</u> 調整交付金の額を決定する。	第23条 本機関は、前条の算定により、各FIT電気買取事業者に <u>対して</u> 交付 <u>する</u> 調整交付金の額を決定する。
2 本機関は、前項で決定した各 FIT 電気買取事業者 <u>の</u> 調整交付金の額を経済産業大臣に報告する。	2 本機関は、前項で決定した各FIT電気買取事業者 <u>に対して交付する</u> 調整交付金の額を経済産業大臣に報告する。
(調整交付金の額等の通知)	(調整交付金の額等の通知)
	第24条 本機関は、前条第1項の決定を行った場合は、各FIT電気買取事業者に対し、当該各FIT電気買取事
調整交付金の額その他必要な事項を書面 <u>又は</u> 電子メールにより通知する。	<u>業者</u> に対して交付 <u>する</u> 調整交付金の額その他必要な事項を書面 <u>、</u> 電子メール <u>又は本機関が提供する徴収等業務を行</u>
	<u>う情報処理システム</u> により通知する。
(調整交付金の交付の方法)	(調整交付金の交付の方法)
第25条 本機関は、調整交付金を各 FIT 電気買取事業者が指定する銀行その他 <u>の</u> 金融機関口座への振込みにより	
<u>交付する。</u> ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。	する銀行 <u>その他</u> 金融機関 <u>の</u> 口座への振込みにより <u>交付するものとする。</u> ただし、本機関が必要と認める場合には、
	他の方法によることができる。
2 前項の振込みに要する費用は、本機関 <u>の負担とする。</u>	2 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。
第7章 系統設置交付金の交付の方法に関する事項	第7章 系統設置交付金等の交付の方法に関する事項
(系統設置交付金の額の算定に係る費用)	(系統設置交付金の額の算定に係る費用)
	第26条 本機関は、系統設置交付金の額を算定するため、一般送配電事業者又は送電事業者から、再生可能エネル
者又は送電事業者から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置及び維持に要する費	・
用の額の届出を受ける。	(Males)
2 前項の届出を受ける際は、施行規則第21条に規定する様式による。	(削除)
3 本機関は、 <u>第1項</u> で届出を受けた場合、届出のあった費用の額を経済産業大臣に報告する。	2 本機関は、 <u>前項</u> で届出を受けた場合、届出のあった費用の額を経済産業大臣に報告する。
(系統設置交付金の額の算定)	(系統設置交付金の額の算定)
第27条 本機関は、前条第1項の規定により届出を受けた費用の額 <u>を基に</u> 、系統設置交付金の額の算定を <u>行う。</u>	第27条 本機関は、前条第1項の規定により届出を受けた費用の額に基づき、法第29条第1項に規定する方法に
	<u>より、</u> 系統設置交付金の額の算定を <u>行うものとする。</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
2 前項の系統設置交付金の額の算定は、法第29条第1項に規定する方法により行う。	(削除)
(系統設置交付金の額の決定)	(系統設置交付金の額の決定)
第28条 本機関は、前条の算定により、一般送配電事業者又は送電事業者 <u>に</u> 交付する系統設置交付金の額を決定す	第28条 本機関は、前条の算定により、 <u>届け出を行った</u> 一般送配電事業者又は送電事業者 <u>に対して</u> 交付する系統設
る。	置交付金の額を決定する。
(系統設置交付金の額等の通知)	(系統設置交付金の額等の通知)
第29条 本機関は、前条の決定を行った場合は、届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対し、 <u>その者</u> に	第29条 本機関は、前条の決定を行った場合は、届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対し、 <u>当該一般</u>
対して交付 <u>すべき</u> 系統設置交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより通知する。	<u>送配電事業者又は送電事業者</u> に対して交付 <u>する</u> 系統設置交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより
	通知する。
(系統設置交付金の交付の方法)	(系統設置交付金の交付の方法)
第30条 本機関は、系統設置交付金を、届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者が指定する銀行その他の金	第30条 本機関は、届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対して交付する系統設置交付金を、当該届出
融機関口座への振込みにより交付する。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。	を行った一般送配電事業者又は送電事業者が指定する銀行その他の金融機関口座への振込みにより <u>交付するものと</u>
	<u>する。</u> ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
2 前項の振込みに要する費用は、本機関の負担とする。	2 前項の振込みに要する費用は、本機関 <u>が負担するものとする。</u>
(系統設置交付金の交付期間)	(系統設置交付金の交付期間)
第31条 系統設置交付金の交付期間は、 <u>施行規則第23条</u> の規定による。	第31条 系統設置交付金の交付期間は、施行規則に定められた期間とする。
	(特定系統設置交付金の額の算定に係る費用)
(新設)	第32条 本機関は、特定系統設置交付金の額を算定するため、認定整備等事業者(電気事業法(昭和39年法律第
	170号)第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者をいう。以下同じ。)から、再生可能エネルギー電
	気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置に要する費用の額の届出を受ける。
	2 本機関は、前項で届出を受けた場合、届出のあった費用の額を経済産業大臣に報告する。
	(特定系統設置交付金の額の算定)
(新設)	第33条 本機関は、前条第1項の規定により届出を受けた費用の額に基づき、法第29条第2項に規定する方法に
	より、特定系統設置交付金の額の算定を行うものとする。
	(特定系統設置交付金の額の決定)
(新設)	第34条 本機関は、前条の算定により、届出を行った認定整備等事業者に対して交付する特定系統設置交付金の額
	<u>を決定する。</u>
	(特定系統設置交付金の額等の通知)
(新設)	第35条 本機関は、前条の決定を行った場合は、届出を行った認定整備等事業者に対し、当該届出を行った認定整
	備等事業者に対して交付する特定系統設置交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより通知する。
	(特定系統設置交付金の交付の方法)
(新設)	第36条 本機関は、届出を行った認定整備等事業者に対して交付する特定系統設置交付金を、当該届出を行った認
	定整備等事業者が指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより交付するものとする。ただし、本機関が必
	要と認める場合には、他の方法によることができる。
	2 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。 (** ウス は 記 思 カ
(#r=#L)	(特定系統設置交付金の交付期間)
(新設)	第37条 特定系統設置交付金の交付期間は、施行規則に定められた期間とする。
(新設)	第8章 返還命令等による金銭の徴収の方法に関する事項

~	201	1001	40	A-1-	\Box	-	#	\Box
•)1	10/1/	ハ・ノノ	1.7	$\overline{}$	=		Œ.	ш
Δ	1441	041	1 .)	1000	7		**	лп

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	(再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取り消しに係る金銭の徴収)
(新設)	第38条 本機関は、法第15条の11第2項に基づき、同条第1項の規定による命令を受けた認定事業者から、同
	項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。
	2 第9条から第10条第1項までの規定は、前項の規定による認定事業者が返還又は納付を命ぜられた金銭につい
	て準用する。この場合において、これらの規定中「納付金」とあるのは、「返還又は納付を命ぜられた金銭」と、「小
	売電気事業者等」とあるのは、「認定事業者」と、第9条中「前条の算定により」とあるのは、「法第15条の11
	第1項の命令により」と、第10条第1項中「納付すべき納付金の額及び納付期限」は、「返還又は納付を命ぜられ
	た金銭の額」と読み替えるものとする。
	(整備等計画の認定の取り消しに係る金銭の徴収)
(新設)	第39条 本機関は、法第29条の2第2項に基づき、同条第1項の規定による命令を受けた認定整備等事業者から、
	同項の規定により当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。
	2 第9条から第10条第1項までの規定は、前項の規定による認定整備等事業者が返還を命ぜられた金銭について
	準用する。この場合において、これらの規定中「納付金」とあるのは、「返還を命ぜられた金銭」と、「小売電気事
	業者等」とあるのは、「認定整備等事業者」と、第9条中「前条の算定により」とあるのは、「法第29条の2第1
	項の命令により」と、第10条第1項中「納付すべき納付金の額及び納付期限」は、「返還を命ぜられた金銭の額」
	<u>と読み替えるものとする。</u>
<u>第8章</u> (略)	<u>第9章</u> (略)
(基本方針)	(基本方針)
第32条 本機関は、納付金の管理において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとす	第40条 本機関は、第7条及び第13条第1項の納付金並びに第38条及び第39条の金銭(本章において「納付
る。	金等」と総称する。)の管理において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。
(区分経理)	(区分経理)
第33条 本機関は、電気事業法第28条の51第1項第2号の規定及び本機関の会計規程に基づき、徴収等業務に	第41条 本機関は、電気事業法第28条の54第2号の規定及び会計規程に基づき、徴収等業務に係る経理と徴収
係る経理と徴収等業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。	等業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。
(納付金の運用)	(納付金等の運用)
第34条 本機関は、法第41条に基づき、納付金を運用することができる。	第42条 本機関は、法第41条に基づき、余裕金運用業務の細則に関する規程の第5条に規定する方法により、納
	付金等を運用することができる。
2 本機関は、納付金の運用により生じた収入は、これを納付金に充てるものとし、他の費用に流用しない。	2 本機関は、納付金等の運用により生じた収入は、これを <u>徴収等業務費用</u> に充てるものとし、他の費用に流用しな
	V'o
(事務費の支出)	(事務費の支出)
第35条 本機関は、納付金の中から、徴収等業務に必要な事務費を支出することができる。	第43条 本機関は、納付金等の中から、徴収等業務に必要な事務費を支出することができる。
(<u>供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金</u> の交付財源が不足する際の対応)	(<u>交付金</u> の交付財源が不足する際の対応)
第36条 本機関は、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金を交付するために必要な財源に不足が生じる	第44条 本機関は、交付金を交付するために必要な財源に不足が生じるおそれがあるときは、速やかに経済産業大
おそれがあるときは、速やかに経済産業大臣にその旨を報告し、経済産業大臣からの指示を受けるものとする。	臣にその旨を報告し、経済産業大臣からの指示を受けるものとする。
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)
(非化石証書の発行及び販売)	(非化石証書の発行及び販売)
第37条 本機関は、非化石電源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料	第45条 本機関は、第21条第1項の規定により提出を受けた、FIT電気買取事業者が法第2条第5号に規定す
の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源を利用	<u>る特定契約に基づき調達した</u> 再生可能エネルギー電気の量を <u>卸電力取引所</u> に書面又は電子メールで通知することに
する電源をいう。)のうち、法第9条第4項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネル	よって、非化石証書 (エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な
ギー発電設備により発電された再生可能エネルギー電気の量(法第15条の4第1項の規定により決定した調整交	利用の促進に関する法律施行規則(平成22年経済産業省令第43号)第4条第1項第2号に規定する非化石証書

	変更後(変更点に下線)
付金の額の基礎となる電気の量に限る。)を認定し、当該認定した非化石電源に係る電気に相当するものの量を一般	をいう。以下この条において同じ。)を発行する。
社団法人日本卸電力取引所に書面又は電子メールで通知することによって、非化石証書 <u>(法第2条第4項に規定す</u>	
る再生可能エネルギー源に由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするため当該非化石価値を化体し	
<u>た証書をいう。)</u> を発行する。	
2 本機関は、前項の規定により発行した証書を、一般社団法人日本卸電力取引所にて開設される非化石価値取引市	2 本機関は、前項の規定により発行した非化石証書を、 <u>卸電力取引所</u> にて開設される非化石価値取引市場を通じて
場を通じて非化石価値取引会員に販売することができる。	非化石価値取引会員に販売することができる。
3 前項の販売に伴う本機関の収入は、これを徴収等業務に充てるものとし、徴収等業務以外の費用に流用しない。	3 本機関は、前項の販売に伴う収入を <u>徴収等業務費用</u> に充てるものとし、徴収等業務以外の費用に流用しない。
(残高の報告)	(残高の報告)
第38条 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、納付金の残高を経済産業大臣に報告する。	第46条 本機関は、毎月1回その他必要があるときは、納付金 <u>等</u> の残高を経済産業大臣に報告する。
<u>第9章</u> (略)	<u>第10章</u> (略)
(基本方針)	(基本方針)
第39条 本機関は、法第2条の6及び法第15条の5の規定により供給促進交付金及び調整交付金を交付するため	第47条 本機関は、法第2条の6及び法第15条の5の規定に <u>よる</u> 供給促進交付金及び調整交付金を交付するため
に必要となる費用の財源に充てることを目的とした政府が講ずる予算上の措置に係る資金(以下「予算措置資金」	に必要となる費用の財源に充てることを目的とした政府が講ずる予算上の措置に係る資金(以下「予算措置資金」
という。)の管理において、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。	という。)の管理において、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。
(管理方法)	(管理方法)
第40条 予算措置資金の執行にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第	第48条 予算措置資金の執行にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第
179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、法及びその他	179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、法及びその他
の法令の定めによるほか、予算措置資金に <u>かかる</u> 要綱等の定めるところによる。	の法令の定めによるほか、予算措置資金に <u>係る</u> 要綱等の定めるところによる。
<u>第9章</u> (略)	<u>第11章</u> (略)
<u>第41条</u> ~ <u>第43条</u> (略)	<u>第49条</u> ~ <u>第51条</u> (略)
(業務委託先における秘密の保持)	(業務委託先における秘密の保持)
第44条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、情報管理規程第37条、第38条及	第52条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、秘密情報の取扱い及び情報セキュリ
<u>び第39条の規定により</u> 必要な対策を講じる。	<u>ティに関する</u> 必要な対策を講じる。
<u>第11章</u> (略)	<u>第12章</u> (略)
<u>第45条</u> ~ <u>第47条</u> (略)	<u>第53条</u> ~ <u>第54条</u> (略)
<u>第12章</u> (略)	<u>第13章</u> (略)
(帳簿及び書類の保存)	(帳簿及び書類の保存)
<u>第47条</u> (略)	<u>第55条</u> (略)
(1) 法第42条 <u>の</u> 帳簿	一 法第42条 <u>に規定する</u> 帳簿
(2)(略)	二 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計	3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計
算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるように <u>して、これを行うことができる。</u>	算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるように <u>する。</u>
(監査)	(監査)
<u>第48条</u> (略)	<u>第56条</u> (略)
第13章 その他徴収等業務に関し必要な事項	第14章 雑則
(実施細則)	(実施細則)
第49条 本機関は、この規程に定めるもののほか、徴収等業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めるこ	第57条 本機関は、本規程に定めるもののほか、徴収等業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めること
とができる。	ができる。

2024/02/13 意見募集用

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後(変更点に <u>下線</u>)
2 (略)	2 (略)

附則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和6年4月1日)

(施行期日)

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。